

介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 10 日

安芸高田市長職務代理者 副市長 米村 公男

介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年条例第 33 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 1 章 (略)	第 1 章 (略)

(1) 指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス等基準

第 121 条第 1 項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第 38 条第 4 項第 1 号及び第 124 条第 12 項において同じ。)

(2)から(4)まで (略)

(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第 89 条第 1 項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第 38 条第 4 項第 5 号、第 52 条第 1 項、第 53 条第 1 項、第 67 条第 6 項、第 68 条第 3 項及び第 69 条において同じ。)

(6)から(10)まで (略)

(11) (略)

6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

7 から 11 まで (略)

12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準第 60 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護(指定居宅サービス等基準第 59 条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所で一体的に運営されている場合については、法第 74 条第 1 項の規定により広島県が条例で定める指定訪問看護の事業の人員に関する基準を満たすときは、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第 1 項第 4 号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(1) 指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号。以下「指定居宅サービス等基準」という。))第 121 条第 1 項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第 38 条第 4 項第 1 号及び第 124 条第 12 項において同じ。)

(2)から(4)まで (略)

(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第 89 条第 1 項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第 38 条第 4 項第 5 号、第 52 条第 1 項、第 53 条、第 67 条第 6 項、第 68 条第 3 項及び第 69 条において同じ。)

(6)から(10)まで (略)

(11) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法(以下「平成 18 年旧介護保険法」という。))第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)

(12) (略)

6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

7 から 11 まで (略)

12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者(指定居宅サービスに該当する訪問看護の事業を行う者)をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護(指定居宅サービスに該当する訪問看護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所で一体的に運営されている場合については、法第 74 条第 1 項の規定により広島県が条例で定める指定訪問看護の事業の人員に関する基準を満たすときは、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第 1 項第 4 号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)
第 8 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は 他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第 3 節 設備に関する基準

(設備及び備品等)
第 9 条 (略)
2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させなければならない。ただし、第 1 号に掲げる機器等については、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常に閲覧できるときは、これを備えないことができる。
(1) (略)
(2) 随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等
3 及び 4 (略)

第 4 節 運営に関する基準

第 10 条及び第 11 条 (略)

(サービス提供困難時の対応)
第 12 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘

(管理者)
第 8 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる 。

第 3 節 設備に関する基準

(設備及び備品等)
第 9 条 (略)
2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させなければならない。ただし、第 1 号に掲げる機器等については、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常に閲覧できるときは、これを備えないことができる。
(1) (略)
(2) 適切に 利用者からの通報を受けることができる通信機器等
3 及び 4 (略)

第 4 節 運営に関する基準

第 10 条及び第 11 条 (略)

(サービス提供困難時の対応)
第 12 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘

案し、利用申込者に対し自ら適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者(法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)への連絡、適当な他の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

第 13 条から第 15 条まで (略)

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第 16 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、市長が別に定める利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画(法第 8 条第 24 項に規定する居宅サービス計画をいう。)の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨の説明、指定居宅介護支援事業者に関する情報の提供その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第 17 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画(法第 8 条第 24 項に規定する居宅サービス計画をいい、介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。)第 65 条の 4 第 1 号ハに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。

第 18 条から第 20 条まで (略)

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針)

第 21 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護_____は、定期巡回サービス及び訪問看護サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに

案し、利用申込者に対し自ら適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者_____への連絡、適当な他の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

第 13 条から第 15 条まで (略)

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第 16 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、市長が別に定める利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画_____の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨の説明、指定居宅介護支援事業者に関する情報の提供その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第 17 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画(指定地域密着型サービスの利用者に係る計画_____を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。

第 18 条から第 20 条まで (略)

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針)

第 21 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回サービス及び訪問看護サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに

に、随時対応サービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行うものとし、利用者が安心してその居宅において生活を送ることができるようにしなければならない。

2 (略)

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第 22 条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)から(7)まで (略)

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(10) (略)

(11) (略)

(主治の医師との関係)

第 23 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の常勤看護師等は、主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護サービスが行われるよう必要な管理をしなければならない。

2 (略)

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、主治の医師に次条第 1 項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画(訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。)及び同条第 10 項に規定する訪問看護報告書を提出し、訪問看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。

4 医療機関が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を運営する場合には、前 2 項の規定にかかわらず、第 2 項の主治の医師の文書による指示並びに前項の定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及

に、随時対応サービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行うものとし、利用者が安心してその居宅において生活を送ることができるようにしなければならない。

2 (略)

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第 22 条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)から(7)まで (略)

(8) (略)

(9) (略)

(主治の医師との関係)

第 23 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は常勤看護師等に、主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護サービスが行われるよう必要な管理をしなければならない。

2 (略)

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、主治の医師に次条第 1 項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画(訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。)及び同条第 11 項に規定する訪問看護報告書を提出し、訪問看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。

4 医療機関が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を運営する場合には、前 2 項の規定にかかわらず、第 2 項の主治の医師の文書による指示並びに前項の定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及

<p>び次条第 10 項に規定する訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録(以下「診療記録」という。)への記載をもって代えることができる。</p>	<p>び次条第 11 項に規定する訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録(以下「診療記録」という。)への記載をもって代えることができる。</p>
<p>第 24 条から第 27 条まで (略)</p>	<p>第 24 条から第 27 条まで (略)</p>
<p>(運営規程) 第 28 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程</p>	<p>(運営規程) 第 28 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)</p>
<p>_____を定めておかなければならない。</p>	<p>_____を定めておかなければならない。</p>
<p>(1)から(9)まで (略)</p>	<p>(1)から(9)まで (略)</p>
<p>(業務継続計画の策定等) 第 28 条の 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や_____非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(業務継続計画の策定等) 第 28 条の 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症並びに非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>2 及び 3 (略)</p>	<p>2 及び 3 (略)</p>
<p>第 29 条から第 33 条の 2 まで (略)</p>	<p>第 29 条から第 33 条の 2 まで (略)</p>
<p>第 5 節 (略)</p>	<p>第 5 節 (略)</p>
<p>第 3 章 夜間対応型訪問介護</p>	<p>第 3 章 夜間対応型訪問介護</p>
<p>第 1 節 基本方針等</p>	<p>第 1 節 基本方針等</p>
<p>第 36 条 (略)</p>	<p>第 36 条 (略)</p>
<p>(指定夜間対応型訪問介護)</p>	<p>(指定夜間対応型訪問介護)</p>

第 37 条 前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護(以下この章において「定期巡回サービス」という。)、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等(指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は政令第 3 条第 1 項各号に規定する者(施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。))をいう。以下この章において同じ。)の訪問の要否等を判断するサービス(以下「オペレーションセンターサービス」という。)及びオペレーションセンター(オペレーションセンターサービスを行うための次条第 1 項第 1 号に規定するオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。)等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護(以下この章において「随時訪問サービス」という。)を提供するものとする。

2 (略)

第 2 節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第 38 条 (略)

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他市長が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、1 年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として市長が定めるものにあつては、3 年以上)サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。

3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場

第 37 条 前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護(以下この章において「定期巡回サービス」という。)、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等(指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は政令第 3 条第 1 項各号に規定する者

をいう。以下この章において同じ。)の訪問の要否等を判断するサービス(以下「オペレーションセンターサービス」という。)及びオペレーションセンター(オペレーションセンターサービスを行うための次条第 1 項第 1 号に規定するオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。)等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護(以下この章において「随時訪問サービス」という。)を提供するものとする。

2 (略)

第 2 節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第 38 条 (略)

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他市長が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、1 年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3 年以上)サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。

3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場

合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)から(10)まで (略)

(11) (略)

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 (略)

(管理者)

第39条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は_____他の事業所、施設等(当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該_____他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。)の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等に該当する訪問介護の事業を行う者をいう。第83条第1項において同じ。)の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

第3節 (略)

第4節 運営に関する基準

合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)から(10)まで (略)

(11) 指定介護療養型医療施設

(12) (略)

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所_____の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該夜間対応型訪問介護事業所_____の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 (略)

(管理者)

第39条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等(当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。)の職務に従事することができる_____、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等に該当する訪問介護の事業を行う者をいう。第83条第1項において同じ。)の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができる_____。

第3節 (略)

第4節 運営に関する基準

第 41 条 (略)

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第 42 条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) から (4) まで (略)

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

第 43 条から第 45 条まで (略)

(運営規程)

第 46 条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) から (9) まで (略)

第 47 条 (略)

第 3 章の 2 地域密着型通所介護

第 1 節 (略)

第 41 条 (略)

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第 42 条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) から (4) まで (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

第 43 条から第 45 条まで (略)

(運営規程)

第 46 条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1) から (9) まで (略)

第 47 条 (略)

第 3 章の 2 地域密着型通所介護

第 1 節 (略)

第 2 節 人員に関する基準

第 47 条の 3 (略)

(管理者)

第 47 条の 4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は 他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第 3 節 (略)

第 4 節 運営に関する基準

第 47 条の 6 から第 47 条の 8 まで (略)

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第 47 条の 9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) から (4) まで (略)

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) (略)

(8) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。この場合において、認知

第 2 節 人員に関する基準

第 47 条の 3 (略)

(管理者)

第 47 条の 4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、 、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第 3 節 (略)

第 4 節 運営に関する基準

第 47 条の 6 から第 47 条の 8 まで (略)

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第 47 条の 9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) から (4) まで (略)

(5) (略)

(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。この場合において、認知

症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

第47条の10から第47条の16まで (略)

(準用)

第47条の17 第10条から第13条まで、第15条から第19条まで、第28条の2、第30条から第32条まで、第33条の2及び第44条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第47条の12に規定する重要事項に関する規程」と、同条、第28条の2第2項並びに第33条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

第47条の17の2 (略)

(準用)

第47条の17の3 第10条から第13条まで、第15条から第19条まで、第28条の2、第30条から第32条まで、第33条の2、第44条、第47条の2、第47条の4、第47条の5第4項及び前節(第47条の17を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第47条の12に規定する重要事項に関する規程をいう。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第28条の2第2項並びに第33条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第47条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する

症(法第5条の2 _____ に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

第47条の10から第47条の16まで (略)

(準用)

第47条の17 第10条から第13条まで、第15条から第19条まで、第28条の2、第30条から第32条まで、第33条の2及び第44条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第47条の12に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条の2第2項並びに第33条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

第47条の17の2 (略)

(準用)

第47条の17の3 第10条から第13条まで、第15条から第19条まで、第28条の2、第30条から第32条まで、第33条の2、第44条、第47条の2、第47条の4、第47条の5第4項及び前節(第47条の17を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第47条の12に規定する運営規程 _____ をいう。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第28条の2第2項並びに第33条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第47条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する

場合に限る。)』とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第 47 条の 9 第 4 号、第 47 条の 10 第 5 項、第 47 条の 15 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第 6 節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第 1 款 (略)

第 2 款 人員に関する基準

第 47 条の 20 (略)

(管理者)

第 47 条の 21 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 及び 3 (略)

第 3 款 (略)

第 4 款 運営に関する基準

第 47 条の 24 及び第 47 条の 25 (略)

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第 47 条の 26 (略)

場合に限る。)』とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第 47 条の 9 第 4 号、第 47 条の 10 第 5 項、第 47 条の 15 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第 6 節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第 1 款 (略)

第 2 款 人員に関する基準

第 47 条の 20 (略)

(管理者)

第 47 条の 21 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、_____、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 及び 3 (略)

第 3 款 (略)

第 4 款 運営に関する基準

第 47 条の 24 及び第 47 条の 25 (略)

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第 47 条の 26 (略)

<p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る<u>指定居宅介護支援事業者</u>に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。</p> <p>3 及び 4 (略)</p> <p>(指定療養通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第 47 条の 27 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p><u>(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p><u>(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>第 47 条の 28 から第 47 条の 34 まで (略)</p> <p>第 4 章 認知症対応型通所介護</p> <p>第 1 節 (略)</p> <p>第 2 節 人員及び設備に関する基準</p> <p>第 1 款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護</p> <p>第 49 条 (略)</p>	<p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る<u>指定居宅介護支援事業</u>に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。</p> <p>3 及び 4 (略)</p> <p>(指定療養通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第 47 条の 27 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>第 47 条の 28 から第 47 条の 34 まで (略)</p> <p>第 4 章 認知症対応型通所介護</p> <p>第 1 節 (略)</p> <p>第 2 節 人員及び設備に関する基準</p> <p>第 1 款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護</p> <p>第 49 条 (略)</p>
--	---

(管理者)

第 50 条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

第 51 条 (略)

第 2 款 共用型指定認知症対応型通所介護

第 52 条 (略)

(利用定員等)

第 53 条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第 54 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第 8 条第 25 項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)第 26 条の規定による改正前の法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設の運営(第 67 条第 7 項、第 89 条第 9 項及び第 154 条第 8 項において「指定居宅サービス事業等」という。)について 3 年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第 50 条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる_____。

2 (略)

第 51 条 (略)

第 2 款 共用型指定認知症対応型通所介護

第 52 条 (略)

(利用定員等)

第 53 条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス_____、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援_____、指定介護予防サービス_____、指定地域密着型介護予防サービス_____若しくは指定介護予防支援_____の事業又は介護保険施設_____若しくは指定介護療養型医療施設_____の運営(第 67 条第 7 項、第 89 条第 9 項及び第 154 条第 8 項において「指定居宅サービス事業等」という。)について 3 年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第 54 条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができる。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、_____他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 (略)

第 3 節 運営に関する基準

第 55 条及び第 56 条 (略)

(指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針)

第 57 条 指定認知症対応型通所介護

_____は、利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第 58 条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)から(4)まで (略)

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除

(管理者)

第 54 条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 (略)

第 3 節 運営に関する基準

第 55 条及び第 56 条 (略)

(指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針)

第 57 条 指定認知症対応型通所介護(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)は、利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者_____は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第 58 条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)から(4)まで (略)

き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) (略)

(8) (略)

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第 59 条 指定認知症対応型通所介護事業所(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者(第 50 条又は第 54 条の管理者をいう。以下この条において同じ。)は、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。

2 から 5 まで (略)

第 60 条から第 64 条まで (略)

(準用)

第 65 条 第 10 条から第 13 条まで、第 15 条から第 19 条まで、第 28 条の 2、第 30 条から第 32 条まで、第 33 条の 2、第 44 条、第 47 条の 6、第 47 条の 7、第 47 条の 11 及び第 47 条の 13 から第 47 条の 18 までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条中「第 28 条に規定する運営規程」とあるのは「第 61 条に規定する重要事項に関する規程」と、同条、第 28 条の 2 第 2 項並びに第 33 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第 47 条の 15 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第 47 条の 16 第 4 項中「第 47 条の 5 第 4 項」とあるのは「第 51 条第 4 項」と読み替えるものとする。

第 5 章 小規模多機能型居宅介護

(5) (略)

(6) (略)

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第 59 条 指定認知症対応型通所介護事業所(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者(第 50 条又は第 54 条の管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。

2 から 5 まで (略)

第 60 条から第 64 条まで (略)

(準用)

第 65 条 第 10 条から第 13 条まで、第 15 条から第 19 条まで、第 28 条の 2、第 30 条から第 32 条まで、第 33 条の 2、第 44 条、第 47 条の 6、第 47 条の 7、第 47 条の 11 及び第 47 条の 13 から第 47 条の 18 までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条中「第 28 条に規定する運営規程」とあるのは「第 61 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第 28 条の 2 第 2 項並びに第 33 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第 47 条の 15 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第 47 条の 16 第 4 項中「第 47 条の 5 第 4 項」とあるのは「第 51 条第 4 項」と読み替えるものとする。

第 5 章 小規模多機能型居宅介護

第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第67条 (略)

2から5まで (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設	介護職員
(略)	又は介護医療院	

7から13まで (略)

(管理者)

第68条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務

第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第67条 (略)

2から5まで (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院	介護職員
(略)		

7から13まで (略)

(管理者)

第68条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の中欄に掲げる施設等の職務若しくは同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、

に従事することができるものとする。

2 (略)

3 前 2 項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第 20 条の 2 の 2 に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第 156 条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は政令第 3 条第 1 項各号に規定する者をいう。次条、第 90 条第 3 項、第 91 条、第 155 条第 3 項及び第 156 条において同じ。)として 3 年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。

第 69 条 (略)

第 3 節 (略)

第 4 節 運営に関する基準

第 72 条から第 75 条まで (略)

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第 76 条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)から(4)まで (略)

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等

を行ってはならない。

一体的な運営を行っている場合には、当該事業に係る職務を含む。)若しくは法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業を除く。)に従事することができる。

2 (略)

3 前 2 項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第 20 条の 2 の 2 に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第 156 条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は政令第 3 条第 1 項各号に規定する者をいう。次条、第 90 条第 3 項、第 91 条、第 155 条第 2 項及び第 156 条において同じ。)として 3 年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。

第 69 条 (略)

第 3 節 (略)

第 4 節 運営に関する基準

第 72 条から第 75 条まで (略)

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第 76 条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)から(4)まで (略)

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはな

らない。

(6) (略)

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(8) (略)

(9) (略)

(居宅サービス計画の作成)

第77条 (略)

2 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年安芸高田市条例第15号)第13条に掲げる具体的取扱方針に沿って行うものとする。

第78条から第86条まで (略)

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第86条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(居宅サービス計画の作成)

第77条 (略)

2 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、市長が定める

_____ 具体

_____ 的取扱方針に沿って行うものとする。

第78条から第86条まで (略)

(準用)

第 87 条 第 10 条から第 13 条まで、第 19 条、第 28 条の 2、第 30 条から第 33 条の 2 まで、第 47 条の 11 及び第 47 条の 15 の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条中「第 28 条に規定する運営規程」とあるのは「第 82 条に規定する重要事項に関する規程」と、同条、第 28 条の 2 第 2 項並びに第 33 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 47 条の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 5 章第 4 節」と、第 47 条の 15 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。

第 6 章 認知症対応型共同生活介護

第 1 節 (略)

第 2 節 人員に関する基準

第 89 条 (略)

(管理者)

第 90 条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等_____の職務に従事することができるものとする。

2 及び 3 (略)

第 91 条 (略)

第 3 節 (略)

(準用)

第 87 条 第 10 条から第 13 条まで、第 19 条、第 28 条の 2、第 30 条から第 33 条の 2 まで、第 47 条の 11 及び第 47 条の 15 の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条中「第 28 条に規定する運営規程」とあるのは「第 82 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第 28 条の 2 第 2 項並びに第 33 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 47 条の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 5 章第 4 節」と、第 47 条の 15 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。

第 6 章 認知症対応型共同生活介護

第 1 節 (略)

第 2 節 人員に関する基準

第 89 条 (略)

(管理者)

第 90 条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる_____。

2 及び 3 (略)

第 91 条 (略)

第 3 節 (略)

第 104 条 第 10 条、第 11 条、第 13 条、第 28 条の 2、第 30 条、第 32 条、第 33 条、第 33 条の 2、第 47 条の 11、第 47 条の 15、第 81 条、第 84 条、第 85 条及び第 86 条の 2の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条中「第 28 条に規定する運営規程」とあるのは「第 101 条に規定する重要事項に関する規程」と、同条、第 28 条の 2 第 2 項並びに第 33 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 47 条の 15 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 47 条の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 6 章第 4 節」と、第 81 条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 84 条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

第 7 章 地域密着型特定施設入居者生活介護

第 1 節 (略)

第 2 節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 106 条 (略)

2 から 4 まで (略)

5 第 1 項第 3 号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

6 第 1 項第 4 号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、地域密着型特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事することができる。

7 第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者

第 104 条 第 10 条、第 11 条、第 13 条、第 28 条の 2、第 30 条、第 32 条、第 33 条、第 33 条の 2、第 47 条の 11、第 47 条の 15、第 81 条、第 84 条及び第 85 条 _____ の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条中「第 28 条に規定する運営規程」とあるのは「第 101 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第 28 条の 2 第 2 項並びに第 33 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 47 条の 15 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 47 条の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 6 章第 4 節」と、第 81 条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 84 条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

第 7 章 地域密着型特定施設入居者生活介護

第 1 節 (略)

第 2 節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 106 条 (略)

2 から 4 まで (略)

5 第 1 項第 3 号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該地域密着型特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

6 第 1 項第 4 号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、地域密着型特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該地域密着型特定施設における他の職務に従事することができる。

7 第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者

は、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該施設に相当するサテライト型特定施設の職員を置かないことができる。

(1) (略)

(2) (略)

8 から 10 まで (略)

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第 1 項第 2 号アの規定の適用については、同号ア中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第 121 条において準用する第 86 条の 2 に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器(次号において「介護機器」という。)の定期的な点検

オ 域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

(管理者)

第 107 条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、

は、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該施設に相当するサテライト型特定施設の職員を置かないことができる。

(1) (略)

(2) 病院 介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)

(3) (略)

8 から 10 まで (略)

(管理者)

第 107 条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、

又は_____他の事業所、施設等若しくは本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)

_____に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第108条 (略)

2及び3 (略)

4 指定地域密着型特定施設の介護居室(指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。以下同じ。)、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室は、次の基準を満たさなければならない。

(1) 介護居室は、次の基準を満たすこと。

ア 一の介護居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

イからエまで (略)

(2)から(6)まで (略)

5から7まで (略)

第4節 運営に関する基準

第109条から第120条まで (略)

(準用)

第121条 第13条、第28条の2、第30条から第33条の2まで、第47条の11、第47条の14、第47条の15、第81条及び第86条の2の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第28条の2第2項並びに第33条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第47条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第47条の15第2項第1号及び第3号中「地域

又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)若しくは

併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。

第3節 設備に関する基準

第108条 (略)

2及び3 (略)

4 指定地域密着型特定施設の介護居室(指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。以下同じ。)、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室は、次の基準を満たさなければならない。

(1) 介護居室は、次の基準を満たすこと。

ア 一の介護居室の定員は、1人とする_____。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

イからエまで (略)

(2)から(6)まで (略)

5から7まで (略)

第4節 運営に関する基準

第109条から第120条まで (略)

(準用)

第121条 第13条、第28条の2、第30条から第33条の2まで、第47条の11、第47条の14、第47条の15 及び第81条 _____の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第28条の2第2項並びに第33条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第47条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第47条の15第2項第1号及び第3号中「地域

密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と読み替えるものとする。

第 8 章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

第 1 節 基本方針

(基本方針)

第 122 条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。)の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。)は、地域密着型施設サービス計画(法第 8 条第 22 項に規定する地域密着型施設サービスをいう。以下同じ。)に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものではない。

2 及び 3 (略)

第 2 節 (略)

第 3 節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 124 条 (略)

2 から 7 まで (略)

8 第 1 項第 2 号及び第 4 号から第 6 号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該職員に相当するサテライト型居住施設の職員を置かないことができ

密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と読み替えるものとする。

第 8 章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

第 1 節 基本方針

(基本方針)

第 122 条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。)の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。)は、地域密着型施設サービス計画

に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものではない。

2 及び 3 (略)

第 2 節 (略)

第 3 節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 124 条 (略)

2 から 7 まで (略)

8 第 1 項第 2 号及び第 4 号から第 6 号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該職員に相当するサテライト型居住施設の職員を置かないことができ

る。
(1)及び(2) (略)
(3) 病院 栄養士又は_____管理栄養士(病床数 100 以上の病院の場合に限る。)
(4) (略)
9 から 17 まで (略)

第 4 節 設備に関する基準

(設備)
第 125 条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
(1)から(5)まで (略)
(6) 医務室 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けることで足りる。
(7)から(9)まで (略)
2 (略)

第 5 節 運営に関する基準

第 126 条から第 134 条まで (略)
(緊急時等の対応)
第 134 条の 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第 124 条

る。
(1)及び(2) (略)
(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士(病床数 100 以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)
(4) (略)
9 から 17 まで (略)

第 4 節 設備に関する基準

(設備)
第 125 条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
(1)から(5)まで (略)
(6) 医務室 診療所(医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所をいう。以下同じ。)とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けることで足りる。
(7)から(9)まで (略)
2 (略)

第 5 節 運営に関する基準

第 126 条から第 134 条まで (略)
(緊急時等の対応)
第 134 条の 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第 124 条

密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第 10 条中「第 28 条に規定する運営規程」とあるのは「第 137 条に規定する重要事項に関する規程」と、同条、第 28 条の 2 第 2 項並びに第 33 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第 47 条の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 8 章第 4 節」と読み替えるものとする。

第 6 節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第 1 款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第 143 条 第 1 節、第 3 節及び前節の規定にかかわらず、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。))により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。))ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。(以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

第 144 条 (略)

第 2 款 設備に関する基準

(設備)

第 145 条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次の各号に定める区分に応じて、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット

ア 居室

(ア)及び(イ) (略)

密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第 10 条中「第 28 条に規定する運営規程」とあるのは「第 137 条に規定する重要事項に関する規程」と、同条、第 28 条の 2 第 2 項並びに第 33 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第 47 条の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 8 章第 4 節」と読み替えるものとする。

第 6 節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第 1 款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第 143 条 第 1 節、第 3 節及び前節の規定にかかわらず、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設

の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

第 144 条 (略)

第 2 款 設備に関する基準

(設備)

第 145 条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次の各号に定める区分に応じて、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット

ア 居室

(ア)及び(イ) (略)

(ウ) 一の居室の床面積__は、10.65 平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3 平方メートル以上とすること。

(エ) (略)

イからエまで (略)

(2) (略)

(3) 医務室 医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けることで足りる。

(4)及び(5) (略)

2 (略)

第 3 款 運営に関する基準

第 146 条から第 151 条まで (略)

(準用)

第 152 条 第 10 条、第 11 条、第 13 条、第 28 条の 2、第 32 条、第 33 条の 2、第 47 条の 11、第 47 条の 14、第 86 条の 2、第 126 条から第 128 条まで、第 131 条、第 133 条から第 136 条まで及び第 138 条の 2 から第 141 条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第 10 条中「第 28 条に規定する運営規程」とあるのは「第 149 条に規定する重要事項に関する規程」と、同条、第 28 条の 2 第 2 項、第 33 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第 47 条の 1 第 2 項中「この節」とあるのは「第 8 章第 5 節」と、第 136 条中「第 131 条」とあるのは「第 152 条において準用する第 131 条」と、同条第 5 号中「第 130 条第 5 項」とあるのは「第 147 条第 7 項」と、同条第 6 号中「第 142 条」とあるのは「第 152 条」と、同条第 7 号中「第 141 条第 3 項」とあるのは「第 152 条において準用する第 141 条第 3 項」と読

(ウ) 一の居室の床面積等は、10.65 平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3 平方メートル以上とすること。

(エ) (略)

イからエまで (略)

(2) (略)

(3) 医務室 医診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けることで足りる。

(4)及び(5) (略)

2 (略)

第 3 款 運営に関する基準

第 146 条から第 151 条まで (略)

(準用)

第 152 条 第 10 条、第 11 条、第 13 条、第 28 条の 2、第 32 条、第 33 条の 2、第 47 条の 11、第 47 条の 14 _____、第 126 条から第 128 条まで、第 131 条、第 133 条から第 136 条まで及び第 138 条の 2 から第 141 条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第 10 条中「第 28 条に規定する運営規程」とあるのは「第 149 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第 28 条の 2 第 2 項、第 33 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第 47 条の 1 第 2 項中「この節」とあるのは「第 8 章第 5 節」と、第 136 条中「第 131 条」とあるのは「第 152 条において準用する第 131 条」と、同条第 5 号中「第 130 条第 5 項」とあるのは「第 147 条第 7 項」と、同条第 6 号中「第 142 条」とあるのは「第 152 条」と、同条第 7 号中「第 141 条第 3 項」とあるのは「第 152 条において準用する第 141 条第 3 項」と読

み替えるものとする。

第9章 看護小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第153条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(法第8条第23項第1号に規定するもの)に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り当該利用者の居宅において、当該利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、当該利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものであること、及び第66条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第154条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。))を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)の提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護(第67条第7項に規定する本体

み替えるものとする。

第9章 看護小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第153条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(法第8条第22項に規定する看護小規模多機能型居宅介護)に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り当該利用者の居宅において、当該利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、当該利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものであること、及び第66条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第154条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。))を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)の提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護(第67条第7項に規定する本体

事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第35条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第6項において同じ。)の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者、同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第67条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第6項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2 から 6 まで (略)

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1) から (3) まで (略)

(4) (略)

8 から 14 まで (略)

(管理者)

事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防条例第35条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第6項において同じ。)の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者、同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第67条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第6項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2 から 6 まで (略)

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1) から (3) まで (略)

(4) 指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所であるものに限る。)

(5) (略)

8 から 14 まで (略)

(管理者)

第 155 条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等_____

_____の職務に従事することができるものとする。

2 及び 3 (略)

第 156 条 (略)

第 3 節 (略)

第 4 節 運営に関する基準

第 159 条 (略)

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第 160 条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を適切に行うものとする。

(2) から (6) まで (略)

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を 3 月に 1 回以上

第 155 条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第 7 項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる

_____。

2 及び 3 (略)

第 156 条 (略)

第 3 節 (略)

第 4 節 運営に関する基準

第 159 条 (略)

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第 160 条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で

_____適切に行うものとする。

(2) から (6) まで (略)

開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

第 161 条から第 163 条まで (略)

(準用)

第 164 条 第 10 条から第 13 条まで、第 19 条、第 28 条の 2、第 30 条から第 33 条の 2 まで、第 47 条の 11、第 47 条の 15、第 72 条から第 74 条まで、第 77 条、第 78 条、第 80 条及び第 82 条から第 86 条の 2 までの規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条中「第 28 条に規定する運営規程」とあるのは「第 164 条において準用する第 82 条に規定する重要事項に関する規程」と、同条、第 28 条の 2 第 2 項並びに第 33 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 47 条の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 9 章第 4 節」と、第 47 条の 15 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 72 条中、「第 67 条第 12 項」とあるのは、「第 154 条第 13 項」と、第 80 条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 86 条中「第 67 条第 6 項」とあるのは「第 154 条第 7 項各号」と読み替えるものとする。

第 10 章 (略)

附 則

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

第 161 条から第 163 条まで (略)

(準用)

第 164 条 第 10 条から第 13 条まで、第 19 条、第 28 条の 2、第 30 条から第 33 条の 2 まで、第 47 条の 11、第 47 条の 15、第 72 条から第 74 条まで、第 77 条、第 78 条、第 80 条及び第 82 条から第 86 条までの規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条中「第 28 条に規定する運営規程」とあるのは「第 164 条において準用する第 82 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第 28 条の 2 第 2 項並びに第 33 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 47 条の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 9 章第 4 節」と、第 47 条の 15 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 72 条中、「第 67 条第 12 項」とあるのは、「第 154 条第 13 項」と、第 80 条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 86 条中「第 67 条第 6 項」とあるのは「第 154 条第 7 項各号」と読み替えるものとする。

第 10 章 (略)

附 則

第1条から第3条まで (略)

第4条 平成17年改正法附則第10条第2項の規定により指定認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所の共同生活住居であって、平成18年3月31日において指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成11年厚生省令第96号)附則第2項の規定の適用を受けていたものについては、第92条第4項の規定は適用しない。

第5条 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた政令第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第7条において同じ。)又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を令和6年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第125条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

第6条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を令和6年3月31日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第125条第1項第7号アの規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

第1条から第3条まで (略)

第4条 平成17年改正法附則第10条第2項の規定により指定認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所の共同生活介護であって、平成18年3月31日において指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成11年厚生省令第96号)附則第2項の規定の適用を受けていたものについては、第92条第4項の規定は適用しない。

第5条 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた政令第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第7条において同じ。)又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第125条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

第6条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第125条第1項第7号アの規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

<p>(1)及び(2) (略)</p> <p>第 7 条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは養病床を令和 6 年 3 月 31 日 までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第 125 条第 1 項第 8 号及び第 145 条第 1 項第 4 号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2 メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6 メートル以上とする。</p> <p>第 8 条 (略)</p>	<p>(1)及び(2) (略)</p> <p>第 7 条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは養病床を平成 30 年 3 月 31 日 までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第 125 条第 1 項第 8 号及び第 145 条第 1 項第 4 号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2 メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6 メートル以上とする。</p> <p>第 8 条 (略)</p>
--	---

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

第 2 条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和 7 年 3 月 31 日までの間、改正後の第 76 条第 7 号及び第 160 条第 7 号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

第 3 条 施行日から令和 9 年 3 月 31 日までの間、改正後の第 86 条の 2(改正後の第 104 条、第 121 条、第 142 条、第 152 条及び第 164 条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の第 86 条の 2 の規定中「しなれば」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。